

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	下関市 35201
地域名 (地域内農業集落名)	豊田鷹子地区 (鷹子集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	71.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	71.6 ha
② 田の面積	57.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	13.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	12.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.5 ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻、麦、大豆等の土地利用型作物だけでなく、梨、ぶどう、イチゴ等の園芸作物の生産も盛んに行われている。

地域の担い手として、集落営農法人は、不在地主の農地だけでなく、高齢や後継者のいない農業者の農地を中心に集積して、水稻、麦、大豆を主とした経営を行い、個人の認定農業者は、主として水稻+園芸(果樹、いちご)の複合経営を行っている。

今後は、法人の参加者を含めて新たな農地の担い手の確保が課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:26人(うち50歳代以下1人)

主な作物:水稻(酒米含む)、麦、大豆、飼料作物(WCS含む)、梨、ぶどう、イチゴ

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法について、必須記載事項)

土地利用型作物については、機械の導入や適正管理による一等米比率の向上に取り組むことで収益を確保するとともに、麦、大豆等の作付により持続可能な地域農業を展開する。また、農地中間管理事業等を活用し、基盤整備地については中心経営体への面的集積を図る。

園芸作物については、優良品種や新技術の導入等による生産物の高品質化並びに観光部門の充実による産地としての知名度向上に努める。

農作業の効率化を図るために、スマート農業の導入を進める。

水稻は密苗対応田植機を利用して密苗移植により労力低減を図る。また「西都の雫」においても他の品種の作付けを調整して収穫作業の平準化を図る。

麦、大豆については、乗用管理機を使った適期の中耕培土、病害虫防除を行うとともに導入した大型トラクターの活用などで作業能率の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、集落営農法人、認定新規就農者など)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	73.5 %	将来の目標とする集積率	75.0 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、25個所、平均129a(令和6年度時点)

団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の汎用化等の基盤整備に取り組む。

・老朽化しつつある水路、農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、下関農林事務所、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できるヘリ防除作業は、JA等への委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策について、侵入防止柵、ネット及び捕獲檻等の設置を行う。

③農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

⑤果樹等について、優良品種や新技術の導入等による生産物の高品質化並びに観光部門の充実により産地としての知名度の向上に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
認農	①	水稻、麦、大豆、飼料作物	24.5 ha	ha	水稻、麦、大豆、飼料作物	24.5 ha	ha	①	—
認農	②	水稻	3.4 ha	ha	水稻	3.4 ha	ha	②	—
認農	③	水稻、イチゴ	3.5 ha	ha	水稻、イチゴ	3.5 ha	ha	③	—
認農	④	水稻、果樹	7.3 ha	ha	水稻、果樹	7.3 ha	ha	④	—
利用者	⑤	水稻	2.2 ha	ha	水稻	2.2 ha	ha	⑤	—
利用者	⑥	水稻	3.8 ha	ha	水稻	3.8 ha	ha	⑥	—
認農	⑦	水稻、果樹	4.8 ha	ha	水稻、果樹	4.8 ha	ha	⑦	—
認農	⑧	水稻、果樹	4.7 ha	ha	水稻、果樹	4.7 ha	ha	⑧	—
到達	⑨	水稻、果樹	4.4 ha	ha	水稻、果樹	4.4 ha	ha	⑨	—
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		58.6 ha	0.0 ha		58.6 ha	0.0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)
-------------	--	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。